



令和6年度
豊島区街頭防犯カメラ設置維持管理等に関する
補助事業の実施について



1 補助対象事業

町会、商店会、自治会の地域団体が主体となって実施する、防犯カメラの設置、維持管理事業。

2 補助条件

防犯のための見守り活動を行うことが条件となっています。

～ 見守り活動というのは、地域団体によるパトロール活動、落書き消去活動、清掃活動等が該当し、月1回以上の実施で、最低でも5年以上の活動の継続が条件となっています。

また、連携事業の組合せは、町会と町会、町会と商店会は大丈夫ですが、商店会と商店会の組合せは除いています。

3 申請期間

(1) 設置関係

6月1日から30日

(事業開始は、申請後、区からの認定が出た後の着手となります。)

(2) 保守・修繕関係

随時受付

(3) 使用料関係

令和6年1～2月

(4) 移設関係

随時受付

- この申請期間は、必要書類が全て整った上での申請になりますので、事前に治安対策グループに相談していただければと思います。また、申請期間外の申請はお受けできませんのでご了承ください。

- 申請用紙等は区のホームページからダウンロード、若しくは担当までお問い合わせください。

4 補助率・補助限度額

(1) 設置関係

①【町会単独または町会、商店会との連携事業】

申請団体に対し

補助率 12分の11（都の補助 12分の7、区の補助 3分の1）

補助限度額 750万円（連携する地域団体）

500万円（単独の地域団体）

②【商店会単独、または商店会連合会の事業】

申請団体に対し

補助率 6分の5（都の補助 2分の1、区の補助 3分の1）

補助限度額 500万円

(2) 維持管理関係

補助金の 対象経費	防犯カメラ1台 当たりの補助率	防犯カメラ1台 当たりの補助限度額	防犯カメラ1台 当たりの補助対象経費 限度額
保守点検費	5/6	8000円	1万円
修繕費	5/6	16万6000円	20万円
使用料	1/1	3000円	3000円
移設費	1/1	15万円	15万円

5 補助費の支払い

業者に対して、地域団体が一旦総事業費を支払い、事業完了後、区から補助金を振り込むかたちとなっております。融資関係については地域団体にてお取引のある金融機関等に個別に相談してください。

6 問合せ先

豊島区役所 防災危機管理課 治安対策グループ

03-3981-1433